

上尾市の住所地特例施設一覧表

施設種類	所在地	施設名称	電話番号	備考
介護老人福祉施設	埼玉県上尾市大字平方領々家224番地1	新生ホーム	048-726-3100	従来型
				ユニット型
	埼玉県上尾市大字瓦葺2143番地2	葺きの里	048-720-2288	従来型
				ユニット型小規模
	埼玉県上尾市大字上野567番地	あけぼの	048-726-6514	
	埼玉県上尾市大字平塚2141番地	しのめ	048-778-5566	
	埼玉県上尾市浅間台二丁目17番地1	バストーン浅間台	048-777-1001	
	埼玉県上尾市向山一丁目14番地7	ウエルハーネス上尾	048-782-0575	
	埼玉県上尾市大字畔吉1341番地1	上尾ほほえみの杜	048-780-1771	
	埼玉県上尾市大字平塚322番地	棕の木	048-856-9901	
介護老人保健施設	埼玉県上尾市大字中新井333番地2	四季の郷 上尾	048-783-2581	
	埼玉県上尾市大字平方505番地	ご福あげお	048-871-8529	
	埼玉県上尾市大字西門前755番地1	上尾たいようの杜	048-774-9700	
	埼玉県上尾市大字西門前636番地	あげお愛友の里	048-772-7711	
	埼玉県上尾市大字平方3147番地3	ハーティハイム	048-726-8000	
	埼玉県上尾市藤波三丁目265番地1	エルサ上尾	048-787-8686	
	埼玉県上尾市大字平方1915番地	ふれあいの郷あげお	048-780-6600	
特定施設	埼玉県上尾市大字地頭方422番地	らぼーる上尾 (有料老人ホーム)	048-780-1065	
	埼玉県上尾市大字原市228番地1	あずみ苑グランデ花咲の丘 (有料老人ホーム)	048-724-3421	
	埼玉県上尾市富士見一丁目6番24号	家族の家ひまわり上尾 (有料老人ホーム)	048-779-2828	
	埼玉県上尾市大字上尾下716番地1	あんしんホーム上尾 (有料老人ホーム)	048-776-9501	
	埼玉県上尾市五番町2番地1	ロイヤルレジデンス上尾 (有料老人ホーム)	048-720-7800	
	埼玉県上尾市大字上尾村1399番地1	ロイヤルレジデンス上平公園 (有料老人ホーム)	048-782-8905	
	埼玉県上尾市泉台三丁目21番地3	さくらの郷泉台 (有料老人ホーム)	048-789-2333	
	埼玉県上尾市大字今泉208番地1	フルール上尾 (有料老人ホーム)	048-788-1765	
	埼玉県上尾市小泉五丁目29番地6	ミモザ上尾あおき苑 (有料老人ホーム)	048-770-6550	
	埼玉県上尾市本町六丁目8番地12	ミモザ上尾むくのき苑 (有料老人ホーム)	048-788-5911	【新】令和7年9月～
	埼玉県上尾市大字上野55番地2	西上尾ホスピスケアそよ風 (有料老人ホーム)	048-780-1301	
	埼玉県上尾市緑丘三丁目2番25号	医心館 上尾 (有料老人ホーム)	048-782-5380	
	埼玉県上尾市ニツ宮1069番地1	シルバーハウスニツ宮 (有料老人ホーム)	048-871-8788	
	埼玉県上尾市大字上野228番地1	シルバーハウス上野 (有料老人ホーム)	048-871-7186	
	埼玉県上尾市大字平塚852番地2	シルバーハウス平塚 (有料老人ホーム)	048-782-7411	
	埼玉県上尾市井戸木二丁目27番地1	シルバーハウス井戸木 (有料老人ホーム)	048-871-6380	
	埼玉県上尾市小泉六丁目33番地1	メディカルケア上尾ひまわり (有料老人ホーム)	048-788-1420	
	埼玉県上尾市中分二丁目191番地	ケヤキ倶楽部北上尾 (有料老人ホーム)	048-714-3117	
	埼玉県上尾市大字小敷谷576番地1	ケヤキ倶楽部上尾 (有料老人ホーム)	048-778-7845	
	埼玉県上尾市栲丁目北26番地1	リアンレーヴ上尾 (有料老人ホーム)	0120-88-6090	
	埼玉県上尾市大字領家371番地1	恵和園 (上尾市立養護老人ホーム)	048-725-2221	
	埼玉県上尾市原新町27番1号	桃寿苑 (軽費老人ホーム A型)	048-775-1101	
	埼玉県上尾市大字上野567番地	あけぼの (軽費老人ホーム ケアハウス)	048-726-5565	
	埼玉県上尾市大字小敷谷958番地45	アットホーム夢の郷 (軽費老人ホーム ケアハウス)	048-725-0354	
サービス付き高齢者向け住宅	埼玉県上尾市本町四丁目8番19号	ここいち上尾	048-729-4404	
	埼玉県上尾市大字瓦葺2423番地1	ハーウィル東大宮	050-2018-1860	
	埼玉県上尾市浅間台四丁目10番地39	ハートヴィレッジ上尾浅間台	048-783-4430	
	埼玉県上尾市ニツ宮937番地4	なごやかレジデンス上尾ニツ宮	048-778-1051	
	埼玉県上尾市大字瓦葺1902番地1	ココファン東大宮	03-6431-1860	
	埼玉県上尾市大字原市315番地2	ハーウィル上尾原市	050-2018-2383	
	埼玉県上尾市大字西門前550番地10	たんどん	048-661-6155	
	埼玉県上尾市大字瓦葺1965番地1	あげお共生の家	048-797-6636	
	埼玉県上尾市大字原市268番地1	エクラシア上尾	050-6861-5206	
	埼玉県上尾市栲丁目東36番地3	エクラシア上尾西	050-6875-6085	
	埼玉県上尾市小泉九丁目24番地1	ケアガーデン上尾	048-780-0022	
	埼玉県上尾市富士見二丁目10番17号	ケアガーデン上尾富士見	048-779-7800	
	埼玉県上尾市小泉四丁目7番地7	ケアガーデン上尾小泉	048-780-0020	
	埼玉県上尾市小泉七丁目16番地5	ケアガーデン上尾小泉Ⅱ	048-783-0080	
	埼玉県上尾市上平中央三丁目25番地1	レジデンス上尾	03-6721-5440	
	埼玉県上尾市大字平塚820番地	あげお (障害者自立支援法に規定する指定障害者支援施設)	048-771-0537	

(住所地特例対象施設に入所又は入居中の被保険者の特例)
第十三条 次に掲げる施設(以下「住所地特例対象施設」という。)(に入所又は入居(以下「入所等」という。))をすることにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者(第三号に掲げる施設に入所することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者については、老人福祉法第十一条第一項第一号の規定による入所措置がとられた者に限る。以下この項及び次項において「住所地特例対象被保険者」という。)(であって、当該住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村(当該住所地特例対象施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)(の区域内に住所を有していたと認められるものは、第九条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とする。ただし、二以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしている住所地特例対象被保険者であって、現に入所等をしている住所地特例対象施設(以下この項及び次項において「現入所施設」という。)(に入所等をする直前に入所等をしていた住所地特例対象施設(以下この項において「直前入所施設」という。)(及び現入所施設のそれぞれに入所等をする)により直前入所施設及び現入所施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの(次項において「特定継続入所被保険者」という。)(については、この限りでない。

- 一 介護保険施設【特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設】
- 二 特定施設【有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホームに該当するサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅】
- 三 老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム【いわゆる措置入所の施設】

2 特定継続入所被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、第九条の規定にかかわらず、当該各号に定める市町村が行う介護保険の被保険者とする。
一 継続して入所等をしている二以上の住所地特例対象施設のそれぞれに入所等をする)によりそれぞれの住所地特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更したと認められる住所地特例対象被保険者であって、当該二以上の住所地特例対象施設のうちの最初の住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村(現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)(の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村
二 継続して入所等をしている二以上の住所地特例対象施設のうちの一の住所地特例対象施設から継続して他の住所地特例対象施設に入所等をする)こと(以下この号において「継続入所等」という。)(により当該一の住所地特例対象施設の所在する場所以外の場所から当該他の住所地特例対象施設の所在する場所への住所の変更(以下この号において「特定住所変更」という。)(を行ったと認められる住所地特例対象被保険者であって、最後に行った特定住所変更に係る継続入所等の際他の市町村(現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)(の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村
3 第一項の規定により同項に規定する当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とされた者又は前項の規定により同項各号に定める当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とされた者(以下「住所地特例適用被保険者」という。)(が入所等をしている住所地特例対象施設は、当該住所地特例対象施設の所在する市町村(以下「施設所在市町村」という。)(及び当該住所地特例適用被保険者に対し介護保険を行う市町村に、必要な協力をしなければならない。
(平一七法七七・平一八法二〇・平二三法七二・平二六法八三・一部改正)